

省令

○農林水産省令第三十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十九条第一項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年四月十八日

農林水産大臣 金子原二郎

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第七号）の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). Both columns contain identical text regarding the amendment of Article 3 of the Veterinary Drug Control Regulations, specifically concerning the use of various antibiotics in ophthalmics and topical treatments for animals.

附則

この省令は、公布の日から施行する。

告示

○農林水産省告示第五号

半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第九条の二第九項の規定に基づき、同条第一項に規定する産業振興促進計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

令和四年四月十八日

農林水産大臣 金子原二郎
国土交通大臣 齊藤 鉄夫

Table detailing the recognition of industry promotion plans. It lists the plan name, the area (e.g., Ito City, Ito District), the plan title, and the date of recognition (April 1, 2022).